

## 内子町発注建設工事における三者会議要領

### (目的)

第1条 この要領は、内子町が発注する建設工事において、設計の意図や施工上の留意点及び課題を施工者に正確に伝達し、設計図書と現場との整合性を確認することにより、工事施工の円滑化と工事の品質確保を図るため、設計者、施工者及び発注者間の情報共有等の方法（以下「三者会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 三者会議を開催する対象工事は、業務委託による設計成果に基づく工事（災害を除く）のなかで、以下に該当する工事のうち、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要があると認められる工事とする。

- (1) 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
- (2) 施工条件が厳しい工事
- (3) 高度な技術を必要とする工事
- (4) 第三者に対する影響のある工事
- (5) 大規模な仮設を行う工事
- (6) 現場条件が大幅に変更となる工事
- (7) 業者に施工実績がない工事
- (8) 重要な構造物の工事
- (9) 工事担当課が必要と認めた工事

### (特記仕様書への明示)

第3条 発注者は、対象とする工事について、特記仕様書により三者会議の対象工事であることを明示する。

### (三者会議の実施)

第4条 三者会議については、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 開催時期  
施工者が設計図書を照査した後に開催するものとし、現場条件等に応じ、複数回開催することができる。
- (2) 構成員  
構成員は以下のとおりとし、発注者が主体となって会を進める。
  - ① 発注者は監督員を含む現場担当者等
  - ② 施工者は現場代理人、主任技術者又は監理技術者
  - ③ 設計者は管理技術者、担当技術者
- (3) 構成員の主な役割
  - ① 設計者から、設計業務の成果品により、設計意図の説明を行う。
  - ② 発注者から、工事着手に当たっての各種協議の調整状況や現地条件、施工上の留意事項等の説明を行う。
  - ③ 施工者から、設計図書の照査を踏まえた現場条件及び施工方法の説明を行う。

### (対象経費)

第5条 三者会議の開催に係る費用は次のとおりとする。

- (1) 三者会議に要する費用は、発注者が負担する。
  - ① 施工者に対する費用は、工事打合せに含まれるため計上しない。
  - ② 設計者に対する費用は  
・ 打合せ費用：主任技師0.5人/回、技師A0.5人/回

- ・旅費：実費
- ・その他原価及び一般管理費等を土木設計業務等積算基準に基づき計上する。
- ・その他、三者会議で使用する追加資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を適宜計上する。

(2) 支払方法

発注者は、設計者との随意契約(1者随契)により委託契約を締結し、前項に定める費用を支払うものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施工する。